

財務省

《87 条約等、156 か国・地域適用／2025 年 6 月 1 日現在》(注1) (注2)

欧州 (46)

<u>アイスランド</u>	<u>ドイツ</u>
<u>アイルランド</u>	<u>ノルウェー</u>
<u>イギリス</u>	<u>ハンガリー</u>
<u>イタリア</u>	<u>フィンランド</u>
<u>エストニア</u>	<u>フランス</u>
<u>オーストリア</u>	<u>ブルガリア</u>
<u>オランダ</u>	<u>ベルギー</u>
<u>ギリシャ</u>	<u>ポーランド</u>
<u>クロアチア</u>	<u>ポルトガル</u>
<u>スイス</u>	<u>ラトビア</u>
<u>スウェーデン</u>	<u>リトアニア</u>
<u>スペイン</u>	<u>ルーマニア</u>
<u>スロバキア</u>	<u>ルクセンブルク</u>
<u>スロベニア</u>	<u>ガーンジー(※)</u>
<u>セルビア</u>	<u>ジャージー(※)</u>
<u>チェコ</u>	<u>マン島(※)</u>
<u>デンマーク</u>	<u>リヒテンシュタイン(※)</u>

(執行共助条約のみ)

アフリカ (23)

アルジェリア	ザンビア	モロッコ
エジプト	南アフリカ	
(執行共助条約のみ)		
ウガンダ	ケニア	ナミビア
エスワティニ	セーシェル	ブルキナファソ
ガーナ	セネガル	ベナン
カボ・ベルデ	チュニジア	ボツワナ
カメルーン	ナイジェリア	モリシャス

アラブ首長国連邦 クウェート
イスラエル サウジアラビア
オマーン トルコ
カタール

(執行共助条約のみ)

バーレーン レバノン
ヨルダン

<u>インド</u>	<u>シンガポール</u>	<u>ニューゼーランド</u>	<u>フィリピン</u>	<u>マレーシア</u>
<u>インドネシア</u>	<u>スリランカ</u>	<u>パキスタン</u>	<u>ブルネイ</u>	<u>サモア</u> (※)
<u>オーストラリア</u>	<u>タイ</u>	<u>パングラティシュ</u>	<u>ベトナム</u>	<u>マカオ</u> (※)
<u>韓国</u>	<u>中国</u>	<u>フィジー</u>	<u>香港</u>	<u>台湾</u> (注3)
(執行共助条約のみ)				
<u>クック諸島</u>	<u>ニウエ</u>	<u>バヌアツ</u>	<u>マーシャル諸島</u>	<u>モンゴル</u>
<u>ナウル</u>	<u>ニューカレドニア</u>	<u>バプアニューギニア</u>	<u>モルディブ</u>	

北米・中南米 (36)

(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

- ・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：74 本、81 か国・地域
- ・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11 本、11 か国・地域（図中、（※）で表示）
- ・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて 126 か国（図中、国名に下線）。適用拡張により 144 か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 63 か国・地域。
- ・日台民間租税取決め：1 本、1 地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と垂東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。